

# 三菱UFJ年金ニュース【特別版】

## 19年度決算の集計等について(DB版)

～ 平成20年4月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成20年9月



三菱UFJ信託銀行

1.	<u>19年度決算の集計</u>	…2頁
2.	<u>特別掛金の取扱い整理等</u>	…12頁
3.	<u>その他の動き</u>	…21頁
4.	<u>【ご参考】平成20年4月～9月の年金ニュース</u>	…28頁

# 1. 19年度決算の集計

A thick red horizontal bar with a slight gradient and a shadow effect, positioned below the main title.

# 1 - 1 . 継続基準の積立水準

## 【継続基準の財政検証】

- ▶ 年金制度を継続する上で年金資産が計画どおりに積み立てられているかを検証するもの。
- ▶ 責任準備金という積立目標額に対し、年金資産が充足しているかをチェックする。
- ▶ 充足していない場合は、翌年4月からの掛金を見直すことが必要。



## 「責任準備金の定義」

責任準備金 = 数理債務 - 特別掛金の予想額の現価

件数(割合)

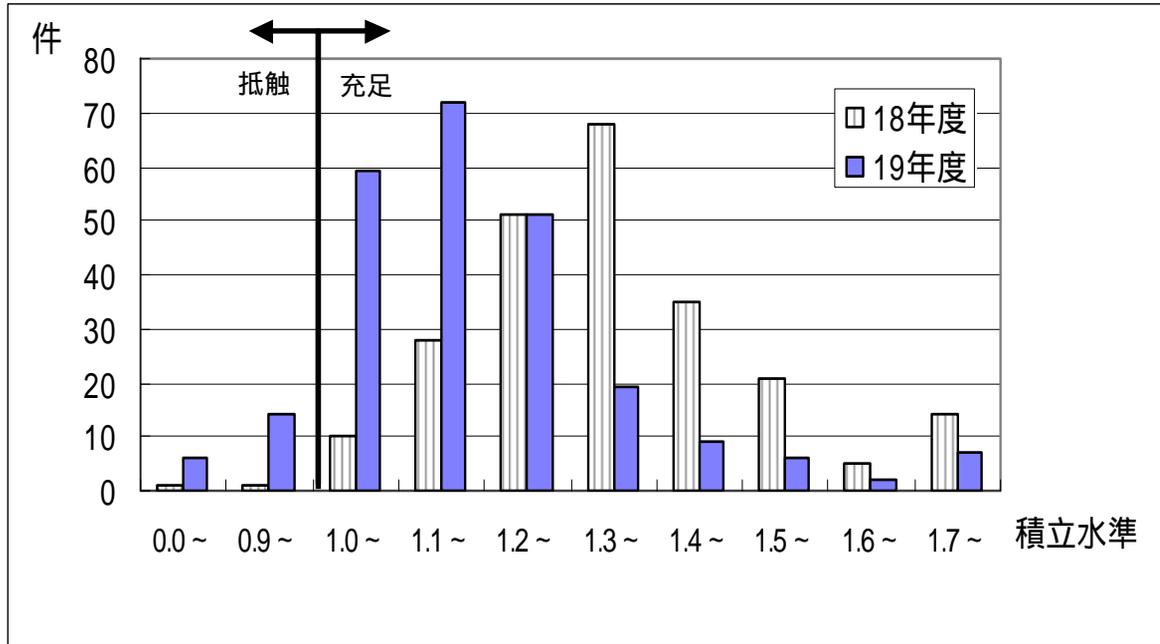
DB年金	充足	抵触	合計
19年度	225 (91.8%)	20 (8.2%)	245 (100.0%)
18年度	232 (99.1%)	2 (0.9%)	234 (100.0%)

(注) 弊社総幹事DBの集計。(平成19年度は平成20年9月時点で集計可能なもの、平成18年度は平成19年7月時点で集計可能であったものの集計。以下同様)

許容繰越不足金の定義や資産評価方法の変更を行った場合には、当該変更を織り込んでいます。

# 1 - 1 . 継続基準の積立水準

(数理上資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金



18年度平均積立水準: 1.38

0.10 ↓

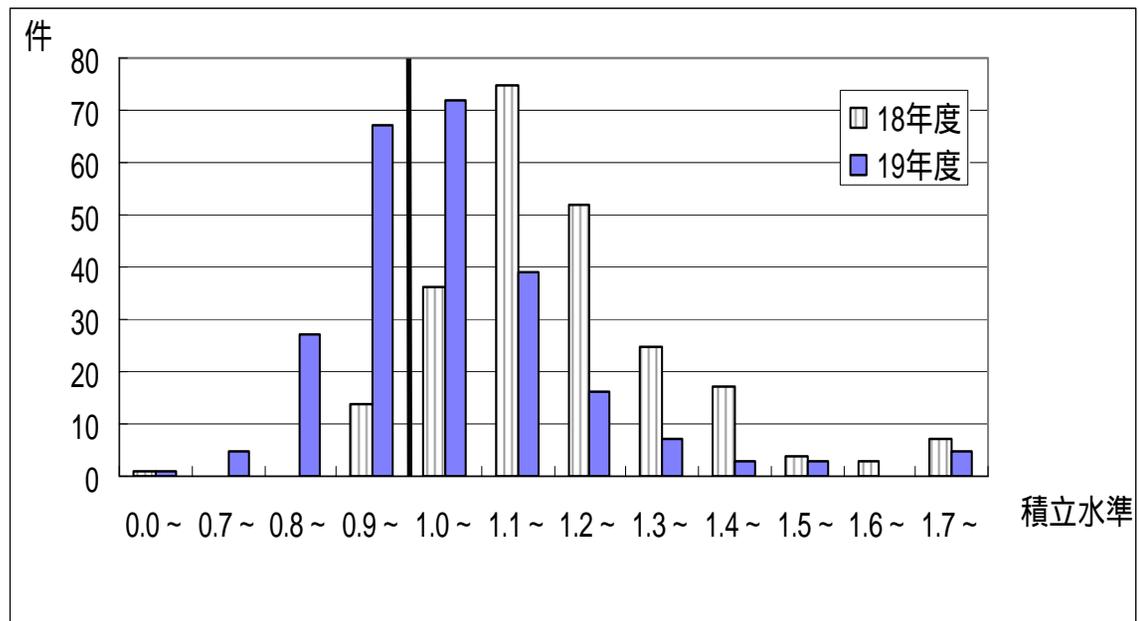
19年度平均積立水準: 1.28

(対象先: 19年度245件、18年度234件)

- 掛金率の見直しが留保できるのは、当該指標が1.0以上のDB年金。
- 平成19年度は運用環境の悪化により前年度比、平均積立水準は悪化した。

# 1 - 1 . 継続基準の積立水準

数理上資産額/責任準備金



(対象先:19年度245件、18年度234件)

18年度平均積立水準:1.24

0.11 ↓

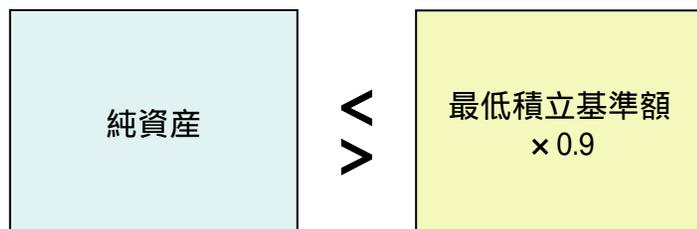
19年度平均積立水準:1.13

- 本来的な継続基準の積立水準であり、許容繰越不足金というバッファをみない分、前頁より積立水準は低くなる。
- 許容繰越不足金の責任準備金に対する比率は平均15%となっている。(1.28 - 1.13 = 0.15)

# 1 - 2 . 非継続基準の積立水準

## 【非継続基準の財政検証】

- 年金制度を終了すると仮定した場合に、加入員及び受給権者に対し、過去の加入員期間に見合った給付を支給するために必要な年金資産が積み立てられているかを検証するもの。
- 最低積立基準額および最低責任準備金に対し、年金資産が一定基準を充足しているかをチェックする。
- 充足していない場合は、回復計画を策定し、一定期間内に積立水準が回復するかを確認する。必要な積立水準まで回復しない場合は、特例掛金の拠出が必要となる。なお、平成24年3月までは経過措置として「最低積立基準額×0.9」、「回復計画期間10年」とされているが、平成25年3月末以降は、「最低積立基準額×1.0」、「回復計画期間7年」となる。

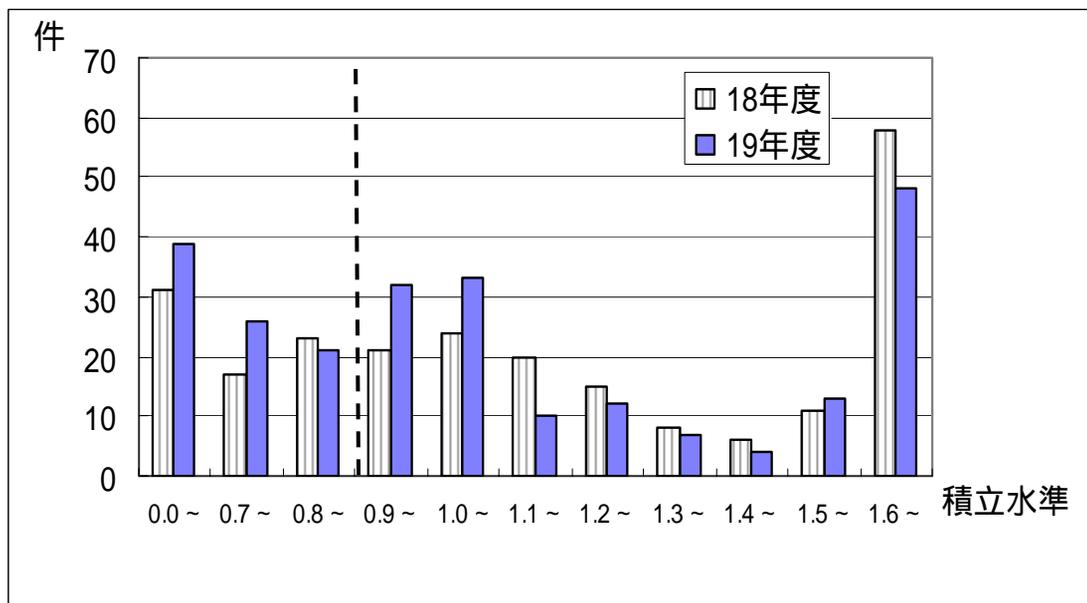


件数(割合)

DB年金	充足	抵触	合計
19年度	168 (68.6%)	77 (31.4%)	245 (100.0%)
18年度	165 (70.5%)	69 (29.5%)	234 (100.0%)

# 1 - 2 . 非継続基準の積立水準

純資産 / 最低積立基準額



18年度平均積立水準: 1.38

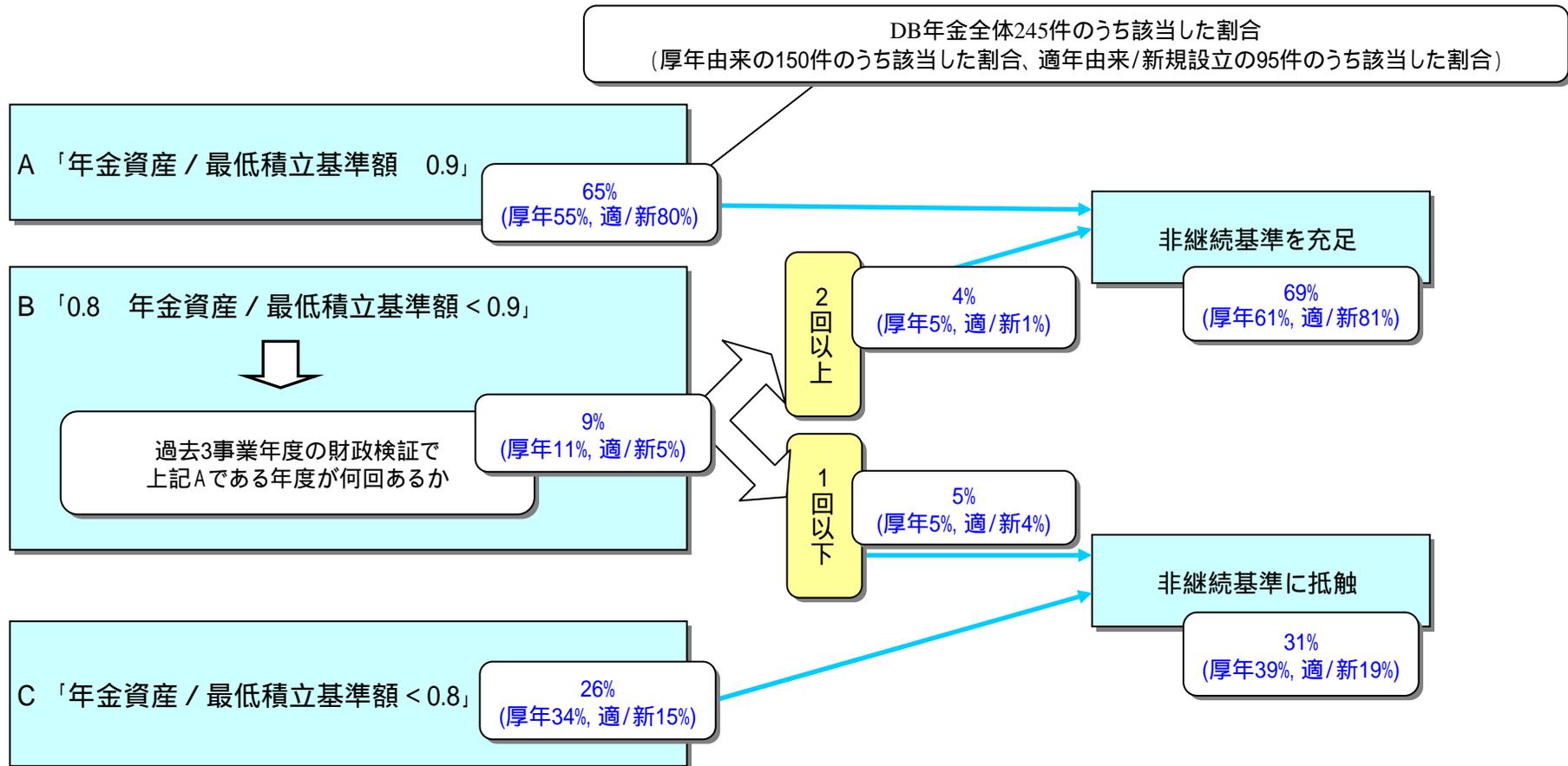
0.13 ↓

19年度平均積立水準: 1.25

- 制度全体の積立水準を検証するもの。
- 平成19年度は、基準の「0.9」を下回るDB年金の割合が増加した。なお、特例掛金の拠出は、当期の純資産/最低積立基準額率が0.8以上0.9未満の場合、過去3事業年度の純資産/最低積立基準額が2回以上「0.9」を上回っていれば留保できる。

# 1 - 3 . 非継続基準の財政検証

## 非継続基準の判定



# 1 - 4 . 許容繰越不足金の算定方法の変更

## 【許容繰越不足金の変更について】

### ➤ 平成20年6月20日付厚生労働省からの事務連絡あるいは個別確認で示された内容

許容繰越不足金の算定方法は、DB年金の判断で変更可能

決算に反映する場合、決算提出期限に間に合わせる可

平成20年度以降もこの解釈で可

許容繰越不足金の定義を変更する場合は、規約変更が必要。

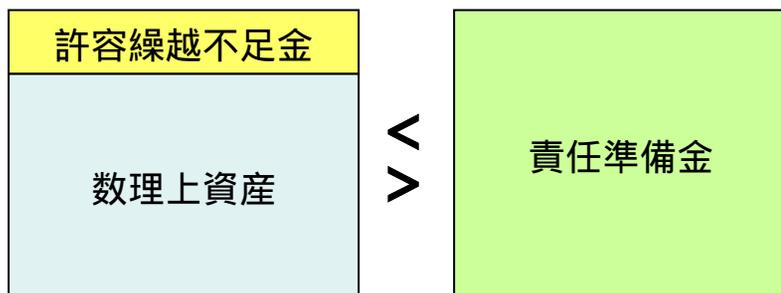
### ➤ 許容繰越不足金は、次の(ア)、(イ)、(ウ)からDB年金が選択する。

(ア) 標準掛金額 × 20年確定年金現価率 × 一定率(15%以下)

(イ) 責任準備金の一定率(時価基準の場合15%以下、数理的評価の場合10%以下)

(ウ) (ア)と(イ)の小さい方

### ➤ 予め規約に定める必要がある。



## 許容繰越不足金の定義(弊社総幹事DBの集計)

件数(割合)

	18年度	19年度
標準掛金収入現価に一定率を乗じる方法	110 (47.0%)	109 (44.5%)
責任準備金に一定率を乗じる方法	122 (52.1%)	134 (54.7%)
上記のいずれか低い額とする方法	2 (0.9%)	2 (0.8%)
合計	234 (100%)	245 (100%)

# 1 - 5 . 資産評価方法の変更

## 【資産評価方法の変更について】

### ➤ 平成20年6月20日付厚生労働省からの事務連絡および個別確認で示された内容

DB年金の判断で変更可能だが、変更にあたっては、実務基準の変更理由に該当することが必要。

平成19年度は「評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況あるいは運用環境の著しい変化があった場合」として、「資産評価方法を変更する合理的な理由がある」時に該当する。

過去に遡及して数理的評価を適用する場合、実務基準に該当すれば過去に遡及することは可能。

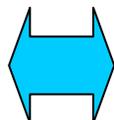
決算、回復計画、再計算のいずれのタイミングでの変更も可能。

決算に反映する場合、決算提出期限に間に合わせること。

平成20年度以降もこの解釈で可。

### 〈時価評価〉

時価資産	数理債務
未償却過去勤務債務	
繰越不足金	



### 〈数理的評価〉

時価資産	数理債務
資産評価調整 加算額	
未償却過去勤務債務	
繰越不足金	
繰越不足金	

又は

	資産評価調整控除額
時価資産	数理債務
未償却過去勤務債務	
繰越不足金	

# 1 - 5 . 資産評価方法の変更

## ➤ 資産の評価方法を変更する場合の取扱い(実務基準)

・次の事由に該当する場合を除き、一旦定めた資産評価の方法を継続して使用すること。

合併、分割、権利義務移転承継により積立金または責任準備金の額が30%以上変動したとき  
運用の基本方針を大幅に変更するとき

前記 ~ の他、資産評価の方法を変更する合理的な理由があるとき(資産構成を大幅に変更する場合や評価方法の決定  
時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況、あるいは運用環境の著しい変化があった場合等)

## ➤ 数理的評価に変更した場合の平滑化期間の取扱い(実務基準)

・数理的評価に変更した場合の平滑化期間は、原則として、変更した年度末の翌日以降の経過年数とし、評価方法の変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、時価そのものとなっている。

・ただし、財政の健全性について、長期的・継続的観点からDB年金が財政の健全性確保について将来対応できると判断した場合は、「過去に遡って平滑化していたと見做した数理的評価額」に変更できる。

## ➤ 留意点

・許容繰越不足金の算定方法を責任準備金の一定割合としている場合

数理的評価を採用する場合、一定割合の上限が15%から10%になるため規約の変更が必要になる。

《ご参考》財政運営上の資産の評価方法の分布(弊社総幹事DBの集計)

	18年度	19年度
時価評価	230 (98.3%)	239 (97.6%)
数理的評価	4 ( 1.7%)	6 ( 2.4%)
計	234 (100%)	245 (100%)

## 2. 特別掛金の取扱い/整理等

【変更通知等】

- ・確定給付企業年金法施行規則 (平成14年3月5日厚生労働省令第22号)
- ・確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて (平成20年9月11日年発第0911001号)
- ・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (平成15年5月30日年企発第0530002号)

## 2 - 1 . 特別掛金算定の取扱い整理

既存の過去勤務債務を既存の加入事業所のみで負担することが可能とされた  
編入事業所については未償却過去勤務債務が無い場合、当初の特別掛金は“0”

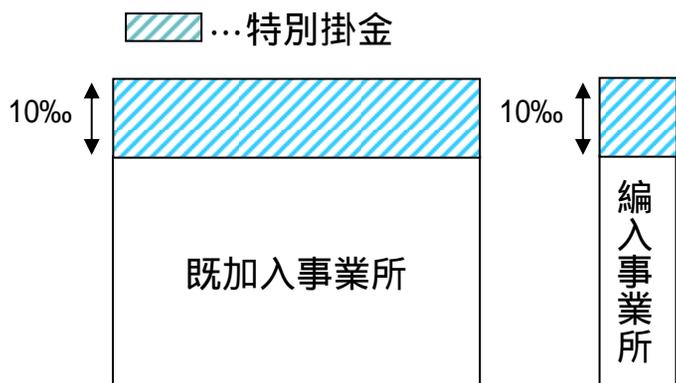
### 編入時

✓ 以下の2つの取扱いが可能

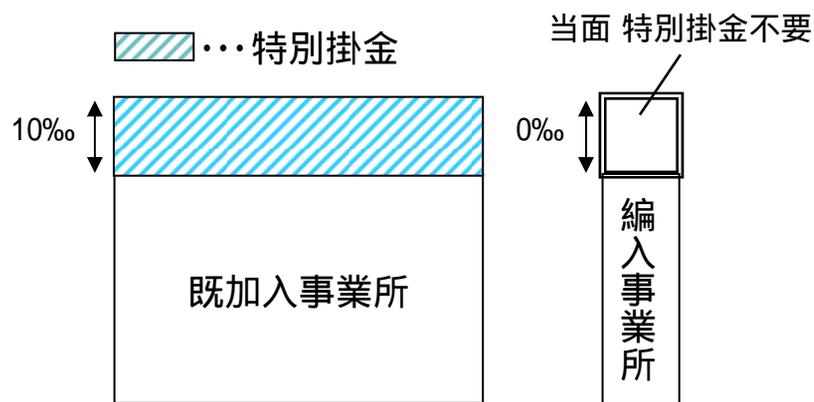
全事業所共通の特別掛金率を適用

既存の過去勤務債務は既加入事業所で負担し、編入事業所は編入後に発生する不足のみ負担する  
(当初の特別掛金は“0”)

( 全事業所統一掛金 )



( 事業所ごとの掛金設定 )



## 2 - 1. 今後可能となる特別掛金設定

特別掛金ごと(事業所ごと)に償却期間を別々とする事は出来ず、統一する必要がある

### 例

	既存の加入 事業所	H20年度 編入事業所	H21年度 編入事業所	H22年度 編入事業所
既に発生した特別掛金率	10‰ (償却15年)	不要	不要	不要
H21/4追加分(再計算)	+ 2‰ (償却14年)	+ 2‰ (償却14年)	不要	不要
H22/4追加分(変更計算)	+ 1‰ (償却13年)	+ 1‰ (償却13年)	+ 1‰ (償却13年)	不要
H22/4以降(合計)	13‰ (償却13年)	3‰ (償却13年)	1‰ (償却13年)	不要

10‰(15年)

2‰(14年)

1‰(13年)

既存加入事業所と編入事業所で、特別掛金率は異なっても償却終了時期は統一しなければならない

(償却期間は法令で定める範囲内で延長することが可能)

### 留意点

- ✓ 再計算までの5年間に財政検証抵触等による財政計算がないとした場合に、当該5年間に編入した事業所は、編入時期が異なっても特別掛金率は共通となる(事業年度ごとの剰余・不足は加味されない)
- ✓ 過去の掛金拠出による別途積立金が、次回再計算時に編入事業所の掛金増加抑制に使われてしまう(マイナスの特別掛金率という概念はない)

## 2 - 1 . 今後可能となる特別掛金設定

事業所ごとの掛金設定を行う場合、財政計算時の取扱いに留意が必要

### 留意点

- ✓ 掛金徴収の実務を十分考慮すべきであり、編入時期ごとに特別掛金を区分するのではなく既加入事業所群と今後の編入事業所群の2区分にまとめる等の工夫の検討が必要
- ✓ 適用に当たっては、任意規程の見直しや事業所分割による新規事業所の取扱い(分割設立事業所は分割前の特別掛金率とする)等の検討が必要
- ✓ 事業所ごとに資産を分割管理しないため、加入員数や総給与の増減に伴う過不足等が制度全体で把握される
- ✓ 新規加入者だけの加入事業所を作った会社については、未償却過去勤務債務が“0”ならば当初の特別掛金が0となる
- ✓ 既加入事業所と新規加入事業所とで、新規加入員分として徴収する特別掛金率に差がある
- ✓ 特別掛金率が異なる事業所が合併した場合にどちらの掛金率を適用すべきか整理が必要
- ✓ 企業会計上、複数事業主制度の例外処理の適用について、会計士に確認することが望ましい

事業所ごとの特別掛金の設定、全事業所共通の掛金設定等のメリット・留意点を把握して、基金における対応を決定することが望ましい

## 2 - 2 . 給付区分特例

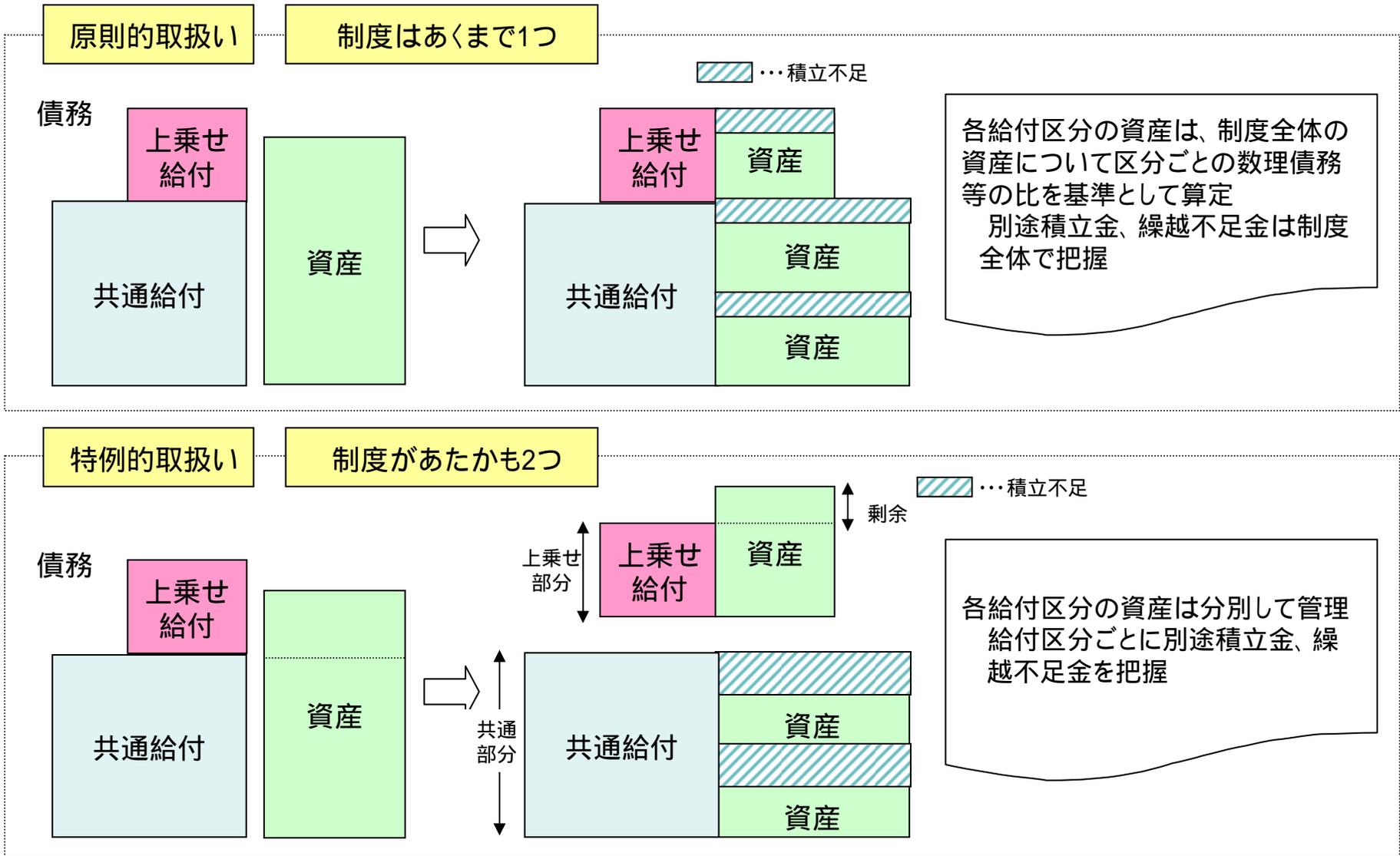
以下 、 の要件をともに満たす場合に、規約に定めることにより当該区分ごとに資産を管理することが可能。

制度共通の給付区分がある

その上乗せ給付として、給付設計の異なる給付区分(または一部の加入者に対してのみ上乗せ給付)がある

したがって、別途積立金、繰越不足金の管理、把握は給付区分ごとに行うことになる。対象は、総合基金の第二加算や共通給付のあるグループ連合年金が考えられる。なお、本特例を適用する場合、速やかに規約変更を行うこと。

# 2 - 2 . 給付区分特例

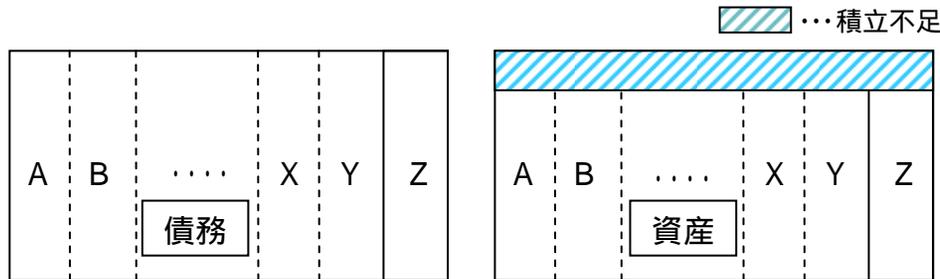


# 2 - 3 . 編入特例

- 過去期間を通算して編入する場合、規約に定めることで、数理債務を超える持込資産を当該編入事業所の剰余（「承継事業所償却積立金」）として取扱うことが可能（給付区分特例と異なり共通給付は不要）

原則的取扱い

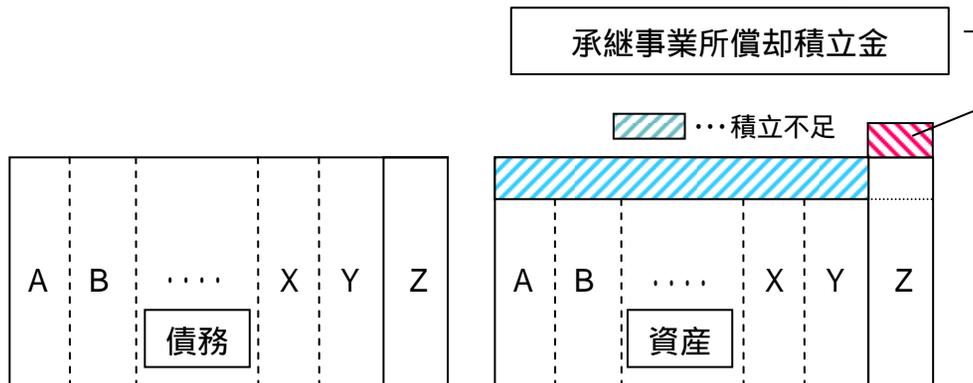
特別掛金の取扱いは共通



未償却過去勤務債務を制度全体で償却。  
別途積立金も制度全体で償却。  
編入時期や持込資産の多寡によらず  
特別掛金の適用は制度全体で共通。

特例的取扱い

特別掛金の取扱いは事業所単位



事業所編入時に過去期間を通算する場合  
にあっては、過去期間に係わる剰余・  
不足を当該事業所のものとする。編入  
計算時の剰余（受換資産 - 数理債務）  
は当該事業所の積立金（承継事業所償  
却積立金）とする。

# 2 - 3 . 編入特例

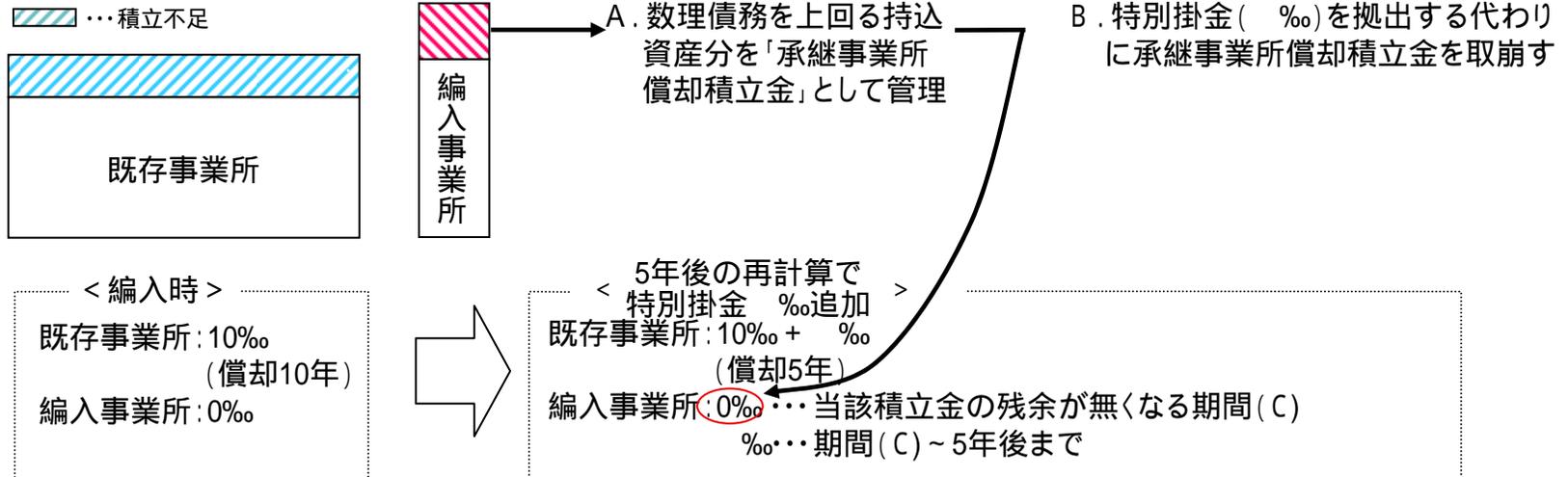
## 編入時

- ✓ 事業所ごとに編入時の積立状況に応じた過去勤務債務を把握し、事業所ごとの特別掛金率とすることが可能。当該先発債務について償却方法は制度で統一する必要があるが、償却期間は事業所ごとに設定可能(実務上は統一する方が容易)。
- ✓ 数理債務を上回る持込資産分は「承継事業所償却積立金」の勘定科目で管理。

特例を用いない取扱いとの差異は「承継事業所償却積立金」の有無のみ

## 再計算時

- ✓ 再計算等で過去勤務債務が発生した場合、当該編入事業所の特別掛金は過去勤務債務と「承継事業所償却積立金」とを相殺。
- ✓ 先発債務と後発債務を区分して特別掛金を設定することが可能。



## 2 - 4 . 資産分割方法の整理

- 全ての複数事業所制度は、積立金の分割方法についての規約の追加が必要。

制度分割、権利義務移転承継(事業所単位)の場合の資産分割は、給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額のいずれかの比により按分する(各債務比による受給権者先取りも可)こととなる。

### 【留意点】

- 制度としての連帯性の観点から、債務按分に基づいて分割資産額を計算する際、要支給額比や債務額そのものを分割資産額とすることは今後認められなくなる。
- 権利義務の移転承継や分割の場合を想定した内容を規約にあらかじめ記載することになる。
- 他の事項に関する規約変更がある場合には併せて速やかに規約変更すること。

## **3. その他の動き**

- 3 - 1. 割引率に関する会計基準改正
- 3 - 2. 特別法人税の凍結延長(平成23年3月末まで)
- 3 - 3. 最低責任準備金の適用利率
- 3 - 4. 厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供
- 3 - 5. 今後改正される事項(予定)

# 3 - 1 . 割引率に関する会計基準改正

➤退職給付会計の割引率の基準が「期末における利回り」に改正

## 割引率の取扱いに関する会計基準改正の概要

### 1. 会計基準の変更点

なお書きを削除し、「期末における」利回りであることを明記

退職給付に係る会計基準注解(注6)

割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、**期末における**長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。~~なお、割引率は一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。~~

「期末」と明示

なお書きを削除

### 2. 基準適用に伴う会計処理

- ・ 適用に伴い発生する退職給付債務の差額は、数理計算上の差異に含めて、企業の採用する処理年数・方法に従って処理する
- ・ 本改正による影響額については、重要性が乏しい場合を除き、当該差額に関わる適用初年度の費用処理額及び未処理残高を注記する

### 3. 適用時期

平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末(早期適用可能)  
3月決算の場合には平成22年3月期決算から適用

# 3 - 1 . 割引率に関する会計基準改正

## <ご参考> 実務に関する検討事項

会計基準の変更に伴い、検討が必要と思われる事項を参考として記載しました。なお、実際の対応方針については、会計監査人および計算受託機関にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

### (1)適用時期の検討

平成21年4月1日以降開始する事業年度の年度末から適用(3月決算先の場合には、平成22年3月期決算から適用)することとなっているが、早期適用も認められている。適用時期をいつとするか検討が必要。

### (2)合理的な補正の検討

退職給付債務計算(割引率の決定)を期末日の数ヶ月前に実施している場合、今回の会計基準の変更によって、期末日近くで割引率の変更が必要となる可能性がある。その際、業務上の負担を軽減するため、合理的な補正を行なうことも認められている。実際に必要となった時点で補正方法を検討した場合、間に合わない可能性もあることから、予めどのような補正を実施するのか、会計監査人の了解も含め検討しておくことが望ましい。

合理的な補正方法としては、2つの異なる割引率の計算結果から、直線近似や平均的割引期間を推計することによって別の割引率の計算結果を導く方法が考えられる。

### (3)重要性基準の適用の検討

今回の改正によっても、割引率に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができるとされた。割引率に関する重要性基準に関しては、退職給付会計に関する実務指針において「退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合には、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて計算しなければならない」と記載されている。

退職給付債務の変動度合が、重要性基準の判断要素になりますので、割引率の変動が退職給付債務に与える影響を予め把握し、重要性基準の適用について検討しておくことが望ましい。

## 3 - 2 . 特別法人税の凍結延長 (平成23年3月末まで)

▶平成20年4月1日に遡って、特別法人税の課税停止措置が**3年間延長**

**凍結期間:平成20年4月～平成23年3月**

「所得税法等の一部を改正する法律」による相続特別措置法第68条の4の改正 (平成20年4月30日付)

### 特別法人税とは…

- ・企業年金(確定給付企業年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金
- ・税率は1.173% < 国税1%、地方税0.173%(標準税率) >

非課税となっている企業拠出部分及び運用益部分について、他の投資形態に対する課税とのバランス及び企業内における退職引当金に係る課税とのバランス等に着目し、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するもの。

### <ご参考> 過去の改正

平成11年度税制改正…特別法人税の課税停止(2年間の時限措置)(平成11年4月～平成13年3月)

平成13年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成13年4月～平成15年3月)

平成15年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成15年4月～平成17年3月)

平成17年度税制改正…特別法人税の課税停止の3年間延長(平成17年4月～平成20年3月)

# 3 - 3 . 最低責任準備金の適用利率

➤平成21年1月～12月の最低責任準備金の付利率は 3.54% の見込み

社会保険庁の『厚生年金・国民年金の平成19年度収支決算の概要』の中で、平成19年度の厚生年金保険における年金積立金の運用実績が 3.54% と公表された。

(注) 最低責任準備金の算定にかかる利率は、今後の厚生労働省告示により最終確定しますので現時点でのお取扱いには十分ご注意ください。

[http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2008/h0808\\_07.pdf](http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2008/h0808_07.pdf)

(ご参考) 最低責任準備金の付利率の推移

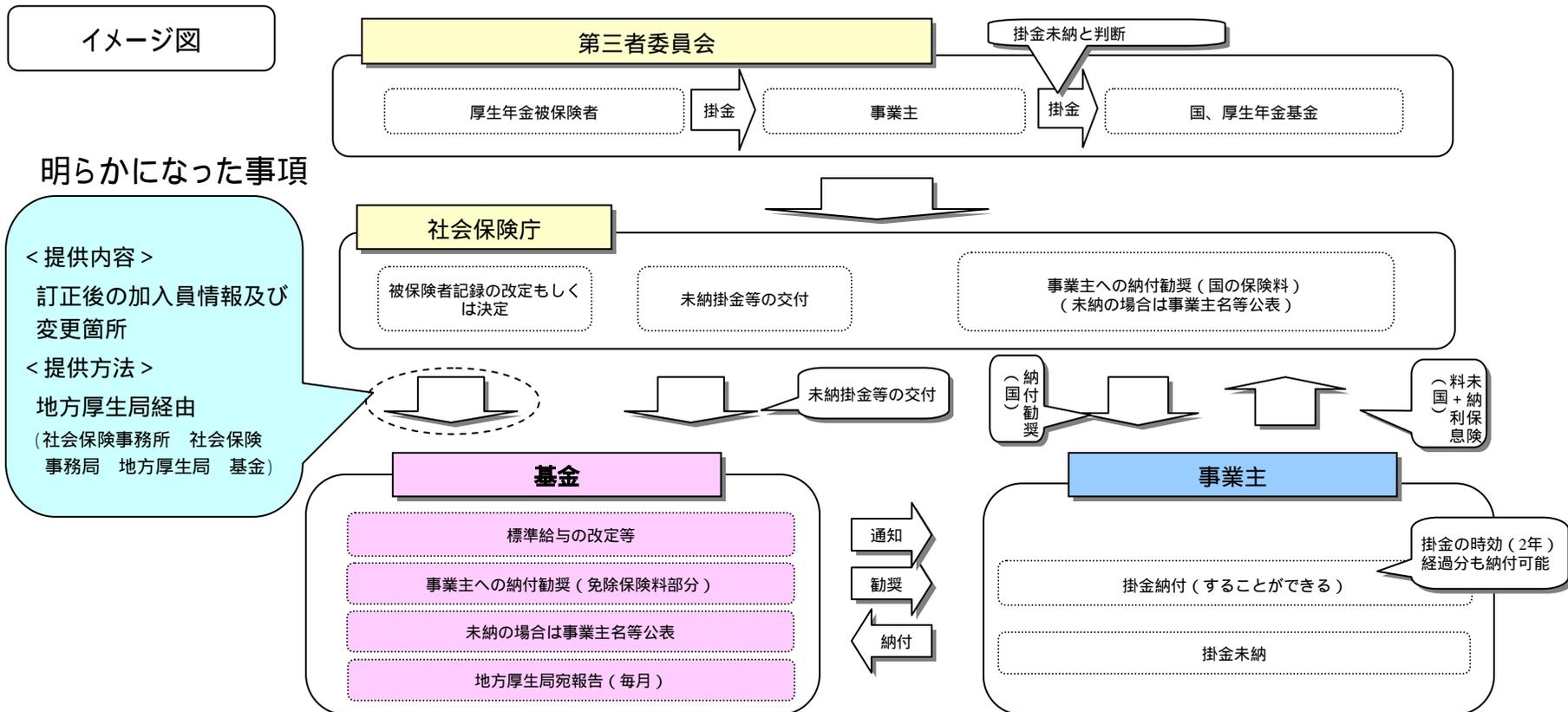
適用期間	適用利率
平成16年1月～12月	0.21%
平成17年1月～12月	4.91%
平成18年1月～12月	2.73%
平成19年1月～12月	6.82%
平成20年1月～12月	3.10%

# 3 - 4 . 厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供

▶ 厚生年金特例法に係る社会保険庁からの提供情報の内容・提供方法が明らかになった。

連絡事務「厚生年金特例法に基づく社会保険庁からの情報提供の事務の取扱いについて」(平成20年5月30日)

厚生年金特例法に係る記録訂正等の流れ(以下の ~ )のうち、社会保険庁からの提供情報の内容・提供方法(以下の の部分)が明らかになった。



## 3 - 5 . 今後改正される事項(予定)

遺族・障害給付金の弾力化【意見募集済：DB、厚年基金】

事業所減少の手続きの合理化【意見募集済：DB、厚年基金】

規約変更時の緩和措置等【意見募集済：DB、DC】

## 4. **【ご参考】平成20年4月～9月の年金ニュース**



# 平成20年4月～6月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業年金における住所管理について(省令・通知改正) 【DB、厚年】( No.99)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別法人税の凍結延長(平成23年3月末まで) 【厚年、DB、DC】( No.100)</li> <li>最低責任準備金の付利率は負値(マイナス)の見込み(平成20年1月～) 【厚年】( No.102)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度管理および退職給付債務計算業務に関する外部監査の完了について 【厚年、DB】( No.101)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供についての事務連絡発出 【厚年】( No.103)</li> <li>遺族・障害給付の設計に係る緩和措置についての意見募集開始 【厚年、DB】( No.104)</li> <li>岩手・宮城内陸地震に伴う措置についての通知出状 【厚年】( No.105)</li> <li>事業所減少の手続きの合理化にかかる意見募集開始 【厚年、DB】( No.106)</li> </ul>	

# 平成20年6月～7月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 数理的評価の遡及適用等が可能に 【厚年、DB】( No.107)</li> <li>• 数理的評価の遡及適用等が可能に続報 【厚年、DB】( No.108)</li> <li>• 許容繰越不足金の算定方法変更に係る取扱い 【DB】( No.109)</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 数理的評価の遡及適用等が可能に(事務連絡出状) 【厚年、DB】( No.111)</li> <li>• 掛金引上げ1年猶予パブコメ 【DB、厚年】( No.113)</li> <li>• 資産評価方法の変更等について(まとめ) 【DB、厚年】( No.114)</li> <li>• 給付区分毎の財政運営の特例、事業所編入時の特例等(意見募集開始) 【DB、厚年】( No.116)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DB年金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等 【DB】( No.110)</li> <li>• 通知『厚生年金基金の年金の実態調査について(依頼)』の発出について 【DB、厚年】( No.112)</li> <li>• 厚年基金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等～速報～ 【厚年】( No.115)</li> <li>• 退職給付会計の割引率の基準が期末における利回りに改正 【DB、厚年等】( No.117)</li> </ul>

# 平成20年8月～9月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約変更時の緩和措置等に係る意見募集開始 【DB、DC】( No.118)</li> <li>・掛金引上げ1年猶予の弾力化措置等(厚年基金対象、通知改正) 【厚年】( No.119)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚年基金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等～全体版～ 【厚年】( No.120)</li> <li>・厚生年金保険における平成19年度の運用実績について 【厚年】( No.121)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別掛金の取扱い整理・給付区分特例・編入特例等 【DB、厚年】( No.123)</li> <li>・資産分割に係る規約変更についての確認事項 【DB、厚年】( No.124)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録突合に係るファイルフォーマットについて(企年連 事務連絡) 【厚年】( No.122)</li> </ul>

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6250-3360  
(受付時間:9:00～17:00(土日・祝日除く))